

一宮市立丹陽中学校ウェブサイト運用規程

(趣旨)

- 1 本規程は、「一宮市学校教育ウェブサイト管理運用要綱」(以下、「運用要綱」と言う。)及び一宮市小中学校におけるウェブサイト公開に関する要綱(以下、「公開に関する要綱」と言う。)に基づいて、一宮市立丹陽中学校におけるウェブサイト公開に関して必要事項を定めるものとする。

(ウェブサイト開設目的)

- 2 本校の教育活動を広く発信し、開かれた学校づくりの一助とするとともに、その教育成果を公開する中で意見を収集し、その後の教育計画に役立てることを目的とする

(ウェブサイトによる情報発信)

- 3 管理責任者は校長とする。校長は、「運用要綱」「公開に関する要綱」及び本規程に基づいて適切な発信内容であることを確認しなければならない。
- 4 学校のウェブサイトによる情報発信は、学校の公的名称「一宮市立丹陽中学校」を使用する。管理責任者である校長名をウェブサイト上に掲載する。
- 5 ウェブサイトによる情報発信ができるのは本校の教職員でなければならない。したがって、生徒、PTA役員、同窓会役員等が作成したページを発信する場合、担当者は校長の承認を得なければならない。

(生徒の個人情報の発信とその範囲)

- 6 ウェブサイトで生徒の個人情報を発信する場合は、本人および保護者に対して、個人情報を発信する趣旨を説明し、同意を得たうえで発信するものとする。
- 7 学校のウェブサイトに掲載した児童生徒の個人情報について、本人もしくは保護者から訂正・削除の要請があった場合には、速やかに要請に応じなければならない。
- 8 学校のウェブサイトが発信する生徒の個人情報の発信に関しては、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 氏名については、発信を認めない。
 - (2) 生徒の意見、主張、作品等については教育上の効果を考慮し発信することができる。
 - (3) 生徒の写真を使う場合は、集合写真など個人が特定できないものや同意のあるもののみ発信することができる。
 - (4) 個人情報は発信しないものとする。

(ウェブサイトの内容)

- 9 学校ウェブサイトの内容は、ウェブサイトの開設目的を達成するため、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 学校要覧や学校案内等の内容を基本とし、以下の学校の基本情報を掲載すること。
 - ① 学校名、学校所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス
 - ② 校長名、学級数、生徒数
 - ③ 教育目標、経営方針
 - (2) 学校の実践活動を紹介するもの
 - ① 行事予定
 - ② 行事における生徒の様子など、日々の教育活動を紹介するもの
 - ③ 学年だより、保健だよりなどの学校からのお知らせ
 - (3) 学校評価
 - (4) その他
 - ① 緊急時対応
 - ② 人権教育、諸手続
 - ③ 更新履歴、閲覧数
 - ④ その他校長が承認したもの。

(ウェブサイトの運営体制)

- 10 ウェブサイトを運営するにあたり、校長を責任者とし、ウェブサイト担当者を中心に学校

全体で取り組むものとする。

(諸法規・モラルの遵守)

- 11 公開する情報は、著作権法、その他各種法令に違反しないものを掲載するものとする。
- 12 受信した情報の利用については著作権法等の法律を遵守し、適切な利用を心がける。
- 13 他人や他の団体を誹謗中傷する内容は記載しない。
- 14 公開する情報は全て著作権を主張すること。そのため、ウェブサイトのトップページに著作権者を明記する。
- 15 本校のウェブサイトと第三者のウェブサイトとをリンクさせる場合には、事前に相手先の承諾を得ることとする。

(本規程の改訂)

- 16 この規程は、必要に応じて改訂を行う。